

日バス協業第34号
令和2年2月13日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、令和2年2月5日付で「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について」、国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官及び同省自動車局長より通達がありました。

本通達については、別添の「地域公共交通確保維持改善事業に係る交付要綱・実施要領の改正について（概要）」のとおり、令和元年度第1次補正予算に盛り込まれた地域鉄道の安全性向上、公共交通のバリアフリー化及び代行バスの運行の運行への支援について反映するため、交付要綱、実施要領及び事業評価実施細目を改正するものです。

なお、令和元年度当初予算に係る事業については、経過措置として、従前通りの取扱いとなりますので、貴協会傘下会員に対しその旨了知されるとともに、周知方をよろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦
電話：03-3216-4014
メール：matsuura@bus.or.jp